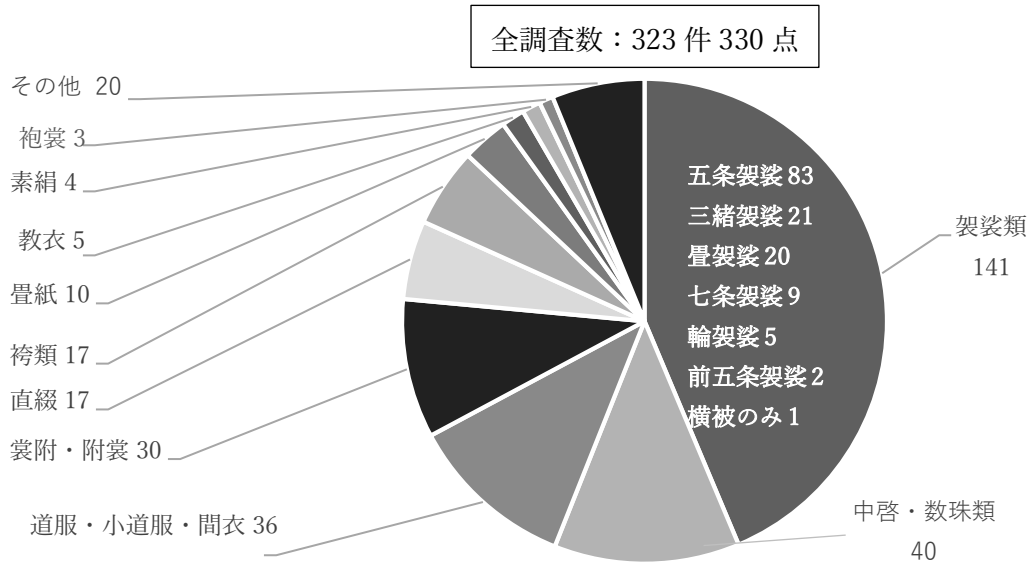


調査報告「東本願寺における袈裟の様式と制作」

一般社団法人千總文化研究所 研究員 林 春名

1. 調査結果の概要

◆調査対象資料の種類別点数内訳



2. 東本願寺法主・大谷家の袈裟

表 1 東本願寺における服制（例：五条袈裟）

江戸時代		明治時代：堂班服制	
院家	紫紋白・その他何色にても紅・緋を除き差支えない。金入も許される。	院家	規定なし
内陣	紫紋白のほか何にてもよい。但し、紅・緋を除く。	内陣上座一等	白地金離紋五条袈裟（但し従前鴉色免許の者は着用可）
		内陣上座二等	白地赤離紋五条袈裟（但し従前鴉色免許の者は着用可）
		内陣本座一等	紫色緯白白離紋五条袈裟
		内陣本座二等	媚茶色堅地白離紋五条袈裟
		内陣列座	萌黄色堅地離紋五条袈裟
余間	内陣に同じ	余之間	松葉色堅地白離紋五条袈裟
飛檐	浅黄（浅葱）平絹緞子同色紋。又は緞子異紋あるいは茶紋白。律師を勅許れたものは、固織紋白五条。	脇之間	花色緞子地小紋白唐草五条袈裟
平僧	白平絹	外陣列座	浅葱色無紋緞子ならびに絹地五条袈裟
		衆徒	黒袈裟白威儀

『法衣史』および『本派法規類纂』より作成

◆幕府との関係：幕末の政情

安政 5 年(1858)	6 月 4 日	東本願寺両堂焼失
	6 月 19 日	日米修好通商条約
安政 6 年(1859)	8 月	徳川家茂より堂宇再建の木材寄進
文久 2 年(1862)		和宮降嫁
	8 月 29 日	東本願寺東照宮上棟式
文久 3 年(1863)	6 月	東本願寺法主、朝廷へ金 1 万両を献じる
元治元年(1864)	2 月	徳川家茂上洛
	5 月	東本願寺法主、徳川家猶子となる
	7 月 19 日	禁門の変、東本願寺東照宮・東本願寺両堂焼失
慶応元年(1865)	4 月	嚴如上人・現如上人日光東照宮参詣
	5 月 25 日	東本願寺法主、葵紋の使用を認められたことが記される

◆東本願寺と幕末・明治

- ・慶応 4 年（1868）1 月 5 日、法主嚴如・法嗣現如は朝廷に忠誠を誓う「誓書」を提出。
※鳥羽・伏見の戦い 1 月 3 日～6 日
- ・以降、東本願寺は勤皇に励む。

【史料 1】『真宗故実伝来鈔』巻下 ○法衣之事

「宗祖聖人御在世ノ時ハ、短裳附ニ御畳袈裟或ハ御白袈裟ナリ、〈御弟子タチモ同衣ナリ〉覺如上人ハ法印大僧都ナレハ御衣体モ改ルヘシ、覺如上人山科興正寺御供養ノ時香ノケサ御著用ノ事、旧記ニ見ユ、」

「素絹五条〈昔ハ白長袴也〉裳附五条〈当時ハ一家衆へ絹裳附被免〉功（前ヵ）門主ノ時ヨリ、素絹ノ衆中紫平絹ノ指貫、一家衆已下へ浅黄平絹ノ指貫ヲ被免著用之、爾ルニ当門主ニ至テ、内陣余間ノ一家へ紫指貫被免、」

【史料 2】「門跡將軍猶子葵抱牡丹取交の紋依用の達」『東本願寺史料』宗学院編修部編、1943 年

「同日*（上檀間日記）

先達而 公儀御猶子之御取扱ニ被成進候ニ付、葵御紋御自用ニ相成り候様被仰出、其以来相抱牡丹御紋御取更（交ヵ）ニ而御依用ニ相成候間此段可被為心得候事、右ニ付由緒之葵御紋幕挑（ママ）灯并袈裟紋ニ依用仕来候御末寺之輩改而御本山え相伺可被蒙御免候事、…」

*慶応元年（1865）5 月 25 日

【史料 3】『近代大谷派年表』明治 24 年項、真宗教学研究 所編、1977 年

「現如、維新に際し力を王事に尽したとして、菊紋付緋五条袈裟 1 領を下賜される。」

【史料 4】『嚴如上人御一代記』正月五日項

「御沙汰ニヨリ両門主朝廷へ誓紙ヲ上ラル。朝廷遵奉之儀、〈光勝／光瑩〉ヲ始メ門末一統更ニ異心無之候。徳川家由緒ノ儀ハ輕ク、天恩之儀ハ重ク候辺、決而心得違ひ申間敷候。（中略）
慶応四年正月四日 光勝 光瑩」

3. 千總資料からみる袈裟の制作

◆雛形から袈裟へ

「本緋目透紗紋白抱牡丹日向乱付沈織(五条袈裟雛形)」

（文久 3 年(1863)5 月、株式会社千總ホールディングス蔵）

- ・文久 3 年、元治 2 年の年紀が遺る。 →雛形の再利用
- ・「忒尺」「四尺七寸五」 →外寸か。雛形実寸 60.2 cm×142.0 cm
- ・「雪下堅地抱牡丹」 →〈雪下色綾地 抱牡丹丸に三葉葵文様 五条袈裟〉（千切屋 總左衛門製、元治 2 年(1865)3 月、本願寺蔵）か。

表 2 千總に雛形の遺る本願寺所蔵袈裟類

種類	地組織	制作年代(製品)	法衣商印	備考
五条袈裟	経三枚 Z 綾	元治 2 年(1865)3 月	あり	紋配置・織生地・年代・印一致
三緒袈裟	紗	元治元年夏	あり	紋配置・織生地・年代・印一致
三緒袈裟	三・一本 紹 (丸振り)	明治 17 年(1884)9 月	あり	紋配置・年代・印一致
五条袈裟	紗	文久 3 年(1863)6 月	なし	紋配置・織生地・年代一致
三緒袈裟	三・一本 紹 (三本振り)	万延元年(1860)仲秋	なし	紋配置・年代一致
五条袈裟	平織	(明治 28 年(1895)7 月か)	なし	紋配置・織生地一致
五条袈裟	経三枚 Z 綾	(明治 4 年(1871)8 月か)	なし	紋配置・織生地一致
三緒袈裟	平織	明治 13 年(1880)4 月	あり	紋配置・印一致、雛形には記載なし
三緒袈裟	経三枚 Z 綾	嘉永 4 年(1851)3 月上旬	あり	紋配置・印一致、雛形には記載なし
五条袈裟	経三枚 Z 綾	明治 9 年(1876)2 月上旬	あり	紋配置・印一致、雛形には記載なし
五条袈裟	三・一本 紹 (丸振り)	嘉永 7 年(1854)7 月中旬	あり	紋配置・印一致、雛形には記載なし
五条袈裟	平織	天保 14 年(1843)	なし	紋配置一致、雛形には記載なし
五条袈裟	紗	天保 10 年(1839)7 月	なし	紋配置一致、雛形には記載なし
五条袈裟	経三枚 S 綾	—	なし	紋配置一致、雛形には記載なし
五条袈裟	紗	—	なし	紋配置一致、雛形には記載なし
五条袈裟	経三枚 Z 綾	明治 33 年(1900)4 月	あり	印一致、紋配置類似、雛形には記載なし
五条袈裟	経三枚 Z 綾	—	なし	紋配置類似、雛形には記載なし

まとめ

- ・東本願寺法主の法衣装束、特に袈裟類には法主特有の仕様が存在し、現存する真宗東派本願寺資料からその特徴のいくつかを明らかにした。
- ・江戸期を通じて徳川家との関係の強かった東本願寺は、幕末・明治期には勤皇に励んだが、そのような権力主体との関係が法主の法衣装束に文様として表れている。
- ・文様が織り表された法主の袈裟は、一点ごとに紋の大きさ・配置・色・織り方が決められ、専用の雛形をもとにオーダーメイドとして制作される。

主要参考文献・URL

江村秀山・木村寛茲『歴世大谷派御法主実記』飯田信文堂、1895 年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/820067> (参照 2025-02-25)

内局枢密部編『本派法規類纂』[本願寺]内局枢密部、1900 年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/822564> (参照 2025-02-13)

宗学院編集部編『東本願寺史料』宗学院、1939 年

井筒雅風『法衣史』雄山閣出版、1974 年

「大谷嫡流実記」平松令三編『真宗史料集成 伝記・系図』同朋舎、1975 年

真宗教学研究所編『近代大谷派年表』真宗大谷派宗務所、1977 年

『嚴如上人御一代記 1』大谷大学真宗総合研究所編「真宗学事資料叢書」7、大谷大学真宗総合研究所、1991 年

三明智明「明治初期の真宗大谷派における研究教育とその体制ー護法場・学校組織を中心にー」『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』11 号、pp.65-117、1994 年

『みめぐみの 写真で綴る大谷光暢・智子夫妻の微笑』みめぐみの刊行委員会、1996 年

真宗東派本願寺所蔵染織品 調査報告会・研究会 展示解説集

現在、京友禅の老舗として知られる千總は、近代まで法衣商・千切屋惣(總)左衛門として活動していました。江戸時代後期には東本願寺の御用装束師として、法主をはじめとしてその一族である大谷家のための法衣装束や、堂内を飾る打敷・水引などの染織品を手掛けてきました。

本展では、それらのうち本願寺(通称：嵯峨本願寺)に伝わる本願寺法主の袈裟と、その制作過程を明らかにする雛形や下絵(株千總 HD 蔵)を展示します。制作資料と法衣装束を重ね見ることで、その制作の背景にある法主の生活、衣文化、社会情勢などを感じていただければ幸いです。

※後日動画配信、会員向け配信内での会場展示品のご紹介はございません。

1 紺綾地唐花・生成地遠山文様七条袈裟

1 領 絹、金糸 年不明 本願寺蔵

七条袈裟は晴れの儀式に着用され、衲衣ともよばれる。田相とよばれる部分に表された遠山文様は、文様の形よりやや縦長に裁断された裂を縦方向の運針によって縫いつなげることで表現される。仏教において、本来的には修行者はぼろきれを縫いつないで衣とした「糞掃衣」を着用するものとされたが、皇族や公家など高貴な人物が出家するようになると、つぎはぎを美しく文様化した遠山文様の衲衣が用いられた。

四隅の角帖部には四天王、紐座には梵天・帝釈天が表される。

2 遠山文様袈裟下絵

12 点のうち 3 点 紙本墨画 年不明 株式会社千總ホールディングス蔵

遠山文様の色目や文様配置を確認するために制作された下絵である。各輪郭線の内側に「モヘキ」(萌黄)、「ムラ」(紫)などの色分けが書き込まれる。ここで指定された各色の生地をパーツの形に裁断し、縫いつなげることで七条袈裟の田相部分が成形される。

No.1〈紺綾地唐花・生成地遠山文様 七条袈裟〉(本願寺蔵)とは文様の配置が異なるため、別の袈裟の下絵と思われるが、同じ遠山文様でも制作の都度文様配置が改められたことが知れる。

3 遠山文様七条袈裟下絵

1 点 紙本墨画 年不明 株式会社千總ホールディングス蔵

No.4〈遠山文様袈裟下絵〉と同じく遠山文様の七条袈裟の下絵であるが、本資料はさらにその前段階の、袈裟全体の形式と文様とのバランスを確認するような描き方がなされている。

七条袈裟は東本願寺において最も格の高い袈裟であり、金糸や色糸をふんだんに用いて様々な文様が織り表される。五条袈裟と比べて文様は比較的自由であるが、遠山文様や仏像文様などは一般僧侶に対しては使用が禁止されており、法主(真宗大谷派では門首)のみの使用とされている。

4 白琥珀地八藤陰陽入交捻金ハツ藤遠紋(三緒袈裟雛形)

1 点 紙本墨画 万延元年(1860)年 1 月 株式会社千總ホールディングス蔵

No.5〈白紹地 金宮牡丹文様 三緒袈裟〉(本願寺蔵)の雛形である。裏面には万延元年(1860)の御用における袈裟の仕様が記され、1 月に琥珀織(平織を変化させ、横畝を表す)地のものが 1 領、8 月に洞紗地のもの(No.5 に該当)が 1 領注文され、生地や紋を替えながらひとつの雛形が複数回利用されたことがわかる。

一部に施された雲立涌文様は、明治 11 年(1878)の注文の際に地紋として描き加えられたようである。

5 白紹地金宮牡丹文様三緒袈裟

1 領 絹、金糸 万延元年(1860) 本願寺蔵

附属する畳紙より、万延元年(1860)8 月の制作と知れる。東本願寺では若年者は紋が小さく密に表された繁紋、年輩者は紋が大きく疎に表された遠紋の袈裟を身に付けるのが通例であり、本資料は年輩者の着用が想定される。

生地は緯糸 3 本ごとに 3 本の経糸を振り、緯糸 1 本を織り込み更に経糸を振ったものを一単位とし、緯糸の間に金糸を織り込んで文様を織り表す。こうした織りは東本願寺においては洞紗と呼ばれたようである。

6 光養君様御得度御用御三ツ緒(三緒袈裟雛形)

1 点 紙本墨画 明治 17 年(1884)8 月 6 日 株式会社千總ホールディングス蔵

明治 18 年(1885)の東本願寺 22 代法主・彰如上人の得度のため、前年 8 月に千切屋惣左衛門が御用を受けて制作した袈裟の雛形。彰如上人は明治末期から大正期にかけて法主をつとめ、俳諧に精通しその俳号から句仏上人ともよばれた。

千切屋惣左衛門では明治 17 年 7 月に彰如上人の得度のため白地の袈裟 3 領・白地の小五条袈裟 1 領・白地の半素絹 1 領の注文を受けており、得度に際して法主の装束をまとめて調進した様子が見える。

7 緋紹地金八藤文様三緒袈裟

1 領 絹、金糸 明治 17 年(1884)9 月 本願寺蔵

雛形から、東本願寺 23 代彰如上人の得度の際に新調されたと考えられる三緒袈裟。ただし、得度の際には白色の袈裟を付けることが通例であり、現在緋色となるのは後の潤色(染め直し)による色の変更の可能性もある。

三緒袈裟は東本願寺において法主に特有の法衣であり、天台宗の影響を示す。その背景として、真宗の開祖・親鸞聖人が天台宗の青蓮院において得度を受けるなど、東本願寺と青蓮院との密接な関係が指摘できる。

8 御直（値）積書（五条袈裟 1 通調進につき）

1 通 紙本墨書 年不明（明治 4 年カ）7 月 29 日 株式会社千總ホールディングス蔵

丁子茶色綾地に抱牡丹紋を織り表した五条袈裟の調進に関する見積書である。抱牡丹紋を使用することから、東本願寺御用に関する文書と推定できる。

日向紋とはモチーフ全体を白抜きにして表現する表現形式である。反対に、モチーフの輪郭線のみを表した場合は陰紋という。紋の織り表し方によって画一的な五条袈裟にも個性が演出された。「御紋配御手本之通り」とあるように、No.6 や No.9 のような袈裟雛形が作成され、雛形にのっとして制作が進められたとみられる。

9 本緋目透紗紋白抱牡丹日向乱付沈織（五条袈裟雛形）

1 点 紙本墨画 文久 3 年（1863）5 月 株式会社千總ホールディングス蔵

元は文久 3 年（1863）5 月に注文を受けた、緋紗地に牡丹紋を織り出した五条袈裟（本願寺に現存）の雛形である。同様の寸法・紋配置で元治 2 年（1865）2 月に No.9 〈雪下色綾地抱牡丹丸に三葉葵文様五条袈裟〉の雛形として再利用された。

本品の畳紙に「元治貳乙丑歳参月」とあることから、2 月に雛形が制作されてからわずか 1 か月の間に制作・納品されたことがうかがえ、急な御用にも対応する御用装束師の力量が発揮されている。

10 雪下色綾地抱牡丹丸に三葉葵文様五条袈裟

1 領 絹 元治 2 年（1865）3 月 本願寺蔵

元治 2 年（1865）の関東参向のため制作された五条袈裟。日光で行われた東証大権現すなわち徳川家康の 250 回忌に、東本願寺 21 代法主・巖如上人と新門・現如上人が揃って参列した。この関東参向に伴い、法主大谷家は徳川家から三葉葵紋の使用を許可されている。そのため、本資料には大谷家の紋である抱牡丹と、徳川家の紋である三葉葵紋が入り交ぜによって表されている。

幕末の徳川家が幕府の存続のため寺院に協力を求めたという社会背景を織り出した、稀有な資料である。

11 唐草に八藤紋及三葉葵紋下絵

1 綴 紙本墨画 年不明 株式会社千總ホールディングス蔵

片面に唐草に八藤文様、もう片面に丸に三葉葵紋・円紋の染織品用と思しき下絵が貼り合わされる。円紋部分には三葉葵紋、または墨書にある「自紋牡丹」が当て込まれる。自紋牡丹の具体的な姿は不明であるが、大谷家では抱牡丹紋を基調にアレンジを加えた各個人の紋（自紋）を持ち、各々の法衣装束や持ち物にそれを表すことで所有品を示した。

三葉葵紋が含まれることから、大谷家によって同紋が使用された元治 2 年（1865）～明治元年（1868）頃の制作と思われる。